

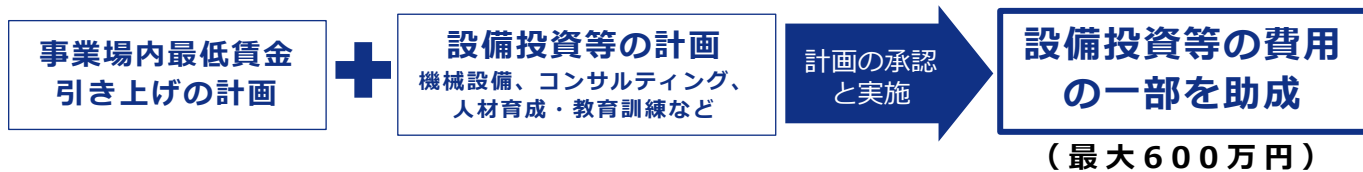
業務改善助成金の制度が拡充されました！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

1. 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です



2. 拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**の事業場に拡大されました

[秋田県の場合]

～9月30日

事業場内最低賃金が903円以内

10月1日～

事業場内最低賃金が947円以内

② 賃金引き上げ後の申請



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ後でも申請可能となりました（※）

③ 助成率区分の見直し

900円未満 9/10

900円以上
950円未満 4/5
(9/10)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

※ 賃金引き上げに当たっての注意点

・地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日**までに引き上げていただく必要があります

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（853円→897円）を完了

対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（853円→897円）を実施

対象外

ただし、10月1日以降に引き上げた場合でも、要件を満たすように発効日前に遡って追加の引き上げを行い、差額が支払われた場合は対象となります（上記②に該当する場合）

3. 助成対象

- ・生産性向上に資する設備投資等が対象です
設備・システム導入費（設置工事費等を含む）、専門家のコンサルティング費、店舗改装費等
- ・コロナ禍で特に影響を受けている事業者、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（裏面4の「特例事業者②③」）については、以下の経費も対象となります
- ・乗用自動車及び貨物自動車（乗車定員7人以上又は200万円以下）
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
- ・生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）

4. 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります）

ご不明点があれば、秋田労働局雇用環境・均等室までお尋ねください

5. 活用事例

<例> 従業員5人

- 事業場内最低賃金が853円 → 助成率9/10
- 令和5年9月1日から898円に引き上げ（45円コース、2人 上限額110万円）（50人未満の場合、遡って引き上げ、申請することも可）

設備投資額
100万円

A（設備投資費用×助成率）

90万円
(=100万円×9/10)

B（45円コースの助成上限額）

110万円
(=助成上限額)

<

➡ AかBのいずれか安い方の金額
90万円が支給されます。

6. 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

申請期限：2024（令和6）年1月31日

完了期限：2024（令和6）年2月28日
やむを得ない場合：2024（令和6）年3月31日

お問い合わせ

ご不明な点は、下記問い合わせ先にお問い合わせください。（受付時間 平日8:30～17:15）

秋田労働局雇用環境・均等室 TEL：018-862-6684
業務改善助成金コールセンターTEL：0120-366-440

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索

